

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に基づく地方公共団体等から市長への対象建設工事を実施する旨の通知に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づき、地方公共団体等が千葉市長に対して対象建設工事を実施する旨の通知（以下「通知」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(通知に関する用語の意義等)

第2条 通知に関する用語の意義等は、別表のとおりとする。

(通知書)

第3条 通知は、通知書（様式第1号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年5月30日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年10月24日から施行する。

別 表

1. 対象建設工事の定義

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材の4品目）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事に係る資材の再資源化に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定めた規模基準以上の工事である。

よって、特定建設資材を使用しない工種及び特定建設資材廃棄物を排出しない工種のみで構成される工事は、規模基準以上の工事であっても、「対象建設工事」とはならない。

（1）建築物等

- ① 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」を指す。
- ② 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定めるものを指す。
- ③ 「その他の工作物」とは、土木工作物等建築物以外の工作物をさす。

（2）新築工事等

- ① 「新築工事等」とは、「建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事」を指す。
- ② 「解体工事」とは、「建築物等の全部又は一部を解体する建設工事」を指す。
- ③ 「建設工事」とは、「土木建築に関する工事」を指す。

2. 対象建設工事規模基準

政令に規定されている対象建設工事規模基準は下表のとおりである。

対象建設工事		規模基準	
建築物	解体工事	延べ床面積	80㎡以上
	新築・増築工事	延べ床面積	500㎡以上
	修繕又は模様替工事	請負金額	1億円以上
その他の工作物（土木工事等）		請負金額	500万円以上

(1) 土木工作物について

土木工作物に関しては、工事の種類（取壊・修繕工事、新設工事等）によって規模基準を区別していない。

(2) 特定建設資材の使用量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材の使用量に関する基準は、示されていない。これは、使用量にかかわらず特定建設資材を使用する工事で、工事の規模が政令で定めた規模基準以上の場合は、対象建設工事に該当するということであり、主たる工種において、特定建設資材の使用が計画されていない場合であっても、雑工、仮設工（木矢板工など）等で特定建設資材の使用を計画している場合には対象建設工事となる。

例) 盛土工事を主たる工種とする工事において、コンクリート2次製品による排水工を計画している場合には、請負金額が500万円以上であれば、対象建設工事となる。

(3) 特定建設資材廃棄物の排出量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材廃棄物の排出量に関する基準は示されていない。これは、排出量にかかわらず特定建設資材廃棄物を排出する工事で、工事の規模が政令で定めた規模基準以上の場合は、対象建設工事に該当するということであり、主たる工種において、特定建設資材廃棄物の排出が計画されていない場合であっても、雑工、仮設工事等で計画している場合には対象建設工事となる。

例) 築堤工事を主たる工種とする工事において、仮設工で、アスファルト舗装道の設置・撤去を計画している場合には、請負金額が500万円以上であれば、対象建設工事となる。

3. 特定建設資材の定義

政令に規定された特定建設資材は、政令により表の左側に示す以下の4品目がさだめられている。各々の具体例は表の右側のとおりである。	
コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品）
コンクリート及び鉄から成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

(1)アスファルト・コンクリートについて

防水工等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材に該当しない。

(2)木材について

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草木類は特定建設資材に該当しない。

4. 特定建設資材廃棄物の定義

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。廃棄物の形態としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を指す。

建設資材廃棄物には、建設汚泥、建設混合廃棄物、廃石膏ボード、廃塩化ビニール管、ガラスくず、陶磁器くず、紙くず等様々なものがあるが、現在、特定建設資材廃棄物とされているのは、上記の3品目である。

なお、工事に伴う伐採材・伐木材・除根材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)に規定する産業廃棄物に該当するが、建設資材ではないので、特定建設資材廃棄物ではない。

また、植栽維持工や除草工により発生する伐採材、剪定枝、刈草等は、廃掃法に規定する産業廃棄物には該当せず(一般廃棄物)かつ特定建設資材廃棄物にも該当しない。

5. 計画の通知

計画の通知は、工事の着手前にあらかじめ通知書(別紙様式)を提出して行うものとする。

6. 計画の通知先

計画の通知先については、下表のとおりとする。

建築物(建築基準法に係る工作物を含む)	建築部 建築指導課
建築物以外のもの(建築基準法に係るものを除く)	土木部 技術管理課

(1)市境工事等での通知先、又はその他疑義が生じた場合について

土木部技術管理課技術調整班へお問い合わせ下さい。(043-245-5367)

7. 対象建設工事とならない工事の具体例について

特定建設資材の使用及び特定建設資材廃棄物の排出が想定されない工種のみから構成される工事については、対象建設工事とはならない。

なお、これらの工事であっても、基礎、仮設、付属物等に特定建設資材を使用する場合、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合は対象建設工事となる。

特定建設資材の使用及び特定建設資材廃棄物の排出が想定されない工種の例は、以下のとおりである。

(1)共通の工種

- ①植生工 植生工としての種子吹付工、厚層基材吹付工、張芝工その他これに類する工事を指す。
- ②植生維持工 植生維持工としての樹木・芝生管理工その他これらに類する工事を指す。

- ③区画線工
- ④既製杭工 既製杭打設（コンクリート杭等を除く鋼管杭等）その他これに類する工事をさす。
- ⑤地盤改良工 路床安定処理工，置換工，表層安定処理工，サンドマット工，バーチカルドレーン工（ペーパードレーン、サンドドレーン等），締固改良工（サンドコンパクション等），固結工，深層混合処理工，載荷その他これに類する工事を指す。
- ⑥土工 掘削工，盛土工，盛土補強工，整形仕上げ工，路体盛土工，路床盛土工，法面整形工その他これに類する工事を指す。
- ⑦裏込工
・裏埋工 裏込工としての捨石の投入，裏埋工としての土砂の投入その他これに類する工事を指す。
- ⑧法面工 法面工としての植生工，吹付工（コンクリート吹付工を除く）かご工，補強土壁工その他これらに類する工事を指す。
- ⑨鋼矢板工 鋼矢板打設工，鋼管矢板打設工，その他これに類する工事を指す。
- ⑩付属物設置工 銘版工，境界工（境界杭，距離標等の設置に係るもの）その他これに類する工事を指す。

(2)河川工事

- ①堤防養生工 堤防養生工としての芝養生工，伐木除根工その他これに類する工事をさす。
- ②管理用通路 管理用通路補修工としての天端補修工（コンクリート舗装補修工，アスファルト舗装補修工を除く）その他これらに類する工事をさす。
- ③清掃工 清掃工としての塵芥処理工，水面清掃工その他これらに類する工事を指す。
- ④腹付工 腹付工及び腹付工としての覆土工，植生工その他これらに類する工事を指す。
- ⑤現場塗装工 現場塗装工としての付属物塗装工その他これに類する工事を指す。
- ⑥水制工 水制工としての捨石工，かご工その他これに類する工事を指す。
- ⑦護岸工 護岸工としての空石積（張）工，蛇籠工その他これらに類する工事を指す。

- ⑧護床工 護床工としての沈床工（そだ沈床等）、捨石工、かご工その他これに類する工事を指す。
- ⑨浚渫工 河川、湖沼、海域の浚渫工その他これに類する工事（覆砂工など）を指す。
- ⑩突堤工 突堤工としての捨石工、吸出し防止工その他これに類する工事を指す。
- ⑪海域堤防工 海域堤防工（離岸堤、人工リーフなど）としての捨石工その他これに類する工事を指す。
- ⑫鋼製ダム工 鋼製ダム工としての鋼製ダム本體工その他これに類する工事を指す。
- ⑬基礎グラウチング工 ボーリング工、グラウチング工その他これらに類する工事を指す。
- ⑭アンカー工 グランドアンカー工、ロックボルト工（受圧板がコンクリート製の場合を除く）をさす。
- ⑮杭工 地すべり抑止のための杭工（コンクリート製の杭を除く）を指す。

(3)道路工事

- ①道路清掃工 道路清掃工としての路面清掃工、路肩清掃工、排水施設清掃工、道路付屬物清掃工、雜作業工その他これらに類する工事を指す。
- ②植栽維持工 植栽維持工としての樹木・芝生管理工その他これらに類する工事を指す。
- ③除草工 除草工としての道路除草工その他これに類する工事を指す。
- ④除雪工 除雪工としての一般除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、その他これらに類する工事を指す。
- ⑤現場塗装工 現場塗装工としての橋梁現場塗装工、付屬物塗装工その他これらに類する工事を指す。

(4)公園緑地工事

- ①植生基盤工 植生基盤工としての透水層工、土製改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工事を指す。
- ②樹木整枝工 高中木整枝工、低木整枝工、樹勢回復工その他これに類する工事を指す。
- ③施設仕上げ工 塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工事を指す。

- ④自然育成植栽工 湿地移設工，水性植物植栽工，林地育成工その他これらに類する工事を指す。

(5)港湾工事及び港湾海岸工事

- ①航路・泊地工 航路・泊地工としての浚渫工その他これらに類する工事。
②基礎工 基礎捨石工，捨石均し工その他これらに類する工事を指す。
③被覆工 被覆石工，被覆均し工その他これらに類する工事をさす。
④付属工 防舷材工，縁金物工，防食工その他これらに類する工事を指す。
⑤埋立工 埋立工としての土砂の投入その他これらに類する工事を指す。
⑥維持修繕工 係船柱塗装工，車止・縁金物塗装工その他これらに類する工事を指す。

(8)営繕工事

- ①建築工事 鉄骨工事，防水工事，石工事，タイル工事，屋根及びとい工事，金属工事，建具工事（木製を除く），塗装工事，内装工事，植栽工事
②電気設備工事 電力設備工事，受変電設備工事，静止形電源設備工事，発電設備工事，通信情報設備工事，中央監視制御設備工事
③機械設備工事 空気調和設備工事，自動制御設備工事，給排水衛生設備工事，ガス設備工事，搬送設備工事

(7)電気通信設備工事（特定建設資材を使用，又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除く）

(8)機械設備工事（特定建設資材を使用，又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除く）